

建設工事に係る予定価格の公表の取り扱いについて

平成21年12月

建設工事入札参加有資格者 様

彦根市総務部契約監理室

本市では、予定価格の事前公表（入札前の公表）は、入札・契約手続きにかかる透明性の確保や予定価格漏洩などの不正行為を防止することに効果があるとの考えのもとに実施しているところです。

しかしながら、予定価格の事前公表は、公表をされた価格が目安となって最低制限価格を類推する動きが広まり、適正な見積もりによる競争を行うという本来あるべき入札の姿を損なう状況が生じています。

こうしたことから、適正価格での契約の推進の観点から現在実施している予定価格の事前公表のほかに予定価格を事後公表（入札後に公表）することとします。

なお、予定価格の事後公表は一定金額以上の建設工事において実施し、状況等をみながら、順次、事後公表の対象を拡大していきます。

記

1 事後公表の開始時期

平成22年1月14日以降に、公告または指名通知を行った入札から実施します。

2 対象工事

事後公表の対象とする工事は、条件付一般競争入札および指名競争入札で執行する次に掲げる建設工事です。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事および造園工事
 - (2) 予定価格が1,500万円以上の土木一式工事および水道施設工事
 - (3) 予定価格が1,500万円以上の上記(1)、(2)以外の工事
- (平成22年度中に予定価格130万円を超えるすべての工事を対象に事後公表に拡大の予定です。)

3 事後公表に当たって

- (1) 予定価格は事後公表とします。ただし、不調となった場合など事後公表することにより市の事業遂行に支障が生じるおそれがある場合は、事後公表をしません。
- (2) 応札回数は原則2回（再度入札）とします。（必要と認める場合は3回（再々度入札）まで）
- (3) 郵便による入札において再度（再々度）の応札を求める場合の提出要領は別途該当事者に通知します。
- (4) 2回目（3回目）の応札、不落随契では、見積内訳書の提出は不要です。